



## 「社内規定」を理由に、掲示板設置を許可しない会社！ 会社の対応はコンプライアンス違反だ!!

ある職場でのやりとりのイメージ



みんなが見やすいよう、この場所に  
組合掲示板を設置させてください！



この場所は「掲示板が設置で  
きない箇所」という社内規定  
によって許可が出来ない。



現場長

「労使間の取扱いに関する協約」で「組合掲示板は組合活動に必要な情報・宣伝・告知を行うためにあるもの」と定めており、いまだ掲示板が設置されない職場では現場長に対して組合員が気兼ねなく閲覧出来る場所への設置を再三再四求めています。

しかし、「社内規定により許可出来ない」「支社勤労課の指導により許可出来ない」といった対応によって、組合掲示板が設置されていません。

協約には「就業規則等の諸規程が労働協約に抵触する場合は労働協約が優先」「正当な組合活動の自由を認め、不利益扱いをしない」と定められています。

社内ルールを理由に組合掲示板の設置を許可しない対応は協約違反の不当労働行為になります！

**信義誠実の精神に則り、協約に基づく対応を求めます！**